

事 務 連 絡

平成 26 年 4 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠 夫

改正薬事法の施行に伴う動物用医薬品の インターネット販売に関する周知依頼

このことについて、平成 26 年 4 月 21 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、本年 6 月 12 日に医薬品の販売業に係る改正薬事法が施行されることに伴い、インターネット販売の許可取得が容易になる、指示書なしで要指示医薬品が購入できるようになる等、インターネット販売の基本的枠組みが大きく変わるとの誤解が生じていることを懸念し、同省で作成された改正薬事法施行後の動物用医薬品のインターネット販売の基本的枠組みに関するリーフレットについて、周知を依頼されたものです。

[本件内容の問合せ先]

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成26年4月21日

公益社団法人日本獣医師会
専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班長

改正薬事法の施行に伴う動物用医薬品のインターネット販売に関する
周知依頼

平素は動物薬事行政に関して、多大なる御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年6月12日に医薬品の販売業に係る改正薬事法が施行されることに伴い、インターネット販売の許可取得が容易になる、指示書なしで要指示医薬品が購入できるようになる等、動物用医薬品のインターネット販売の基本的枠組みが大きく変わるとの誤解が生じていることを懸念しております。

このため、改正薬事法施行後の動物用医薬品のインターネット販売の基本的枠組みに関する別添のリーフレットを作成しましたので、貴会におかれましては、貴会会員に対し、別添リーフレットの周知に御協力をお願いいたします。

担 当：

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課薬事監視指導班

小牟田、加藤

TEL： 03-3502-8111（内線4531）

FAX： 03-3502-8275

Email： yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp

獣医師のみなさまへ



本年6月12日、医薬品の販売業に係る改正薬事法が施行されます。

1. 動物用医薬品のネット販売の基本的枠組みは変わりません。

- 動物用医薬品は、これまででもネット販売が可能ですが、実店舗での販売と同じ店舗販売業の許可が必要です。
- 店舗情報の掲示義務やオークションによる販売の禁止等、ネット販売に関するこれまでの指導を省令・通知で明確に示し、適正販売の徹底を進めます。

2. 要指示医薬品のネット販売の基本的枠組みは変わりません。

- 要指示医薬品は、獣医師が自ら診察し、その指示を受けた者が購入できる医薬品です。要指示医薬品についても、これまででも対面販売の義務はありませんが、不特定多数の者への販売広告や獣医師の指示書を確認できない販売方法は行わないよう指導してきました。
- 販売前の指示書の確認や具体的な広告方法等、これまでの指導を省令・通知で明確に示し、適正販売の徹底を進めます。

現在、関係省令等の詳細な改正内容を検討しており、5月中には公布予定です。

